

丸亀市から中讃広域都市計画高度利用地区の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成21年8月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀